

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(保医発0531第4号、令和4年6月1日適用)により、下記内容の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：2022年6月1日

◎ 新たに保険収載された検査項目

検査項目名	実施料
KRAS遺伝子変異(G12C)検査	2500点
算定区分	
区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なもの 【遺伝子関連・染色体検査 100点】	

(1)(略)

(2)「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、**KRAS遺伝子変異(G12C)検査**

イ～オ(略)

(3)～(15)略

※下線部が追加されました。

※裏面に続きます。

◎ 新たに保険収載された検査項目

検査項目名	実施料
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出	291点
算定区分	
区分番号「D012」 感染症免疫学的検査の「53」 【微生物学的検査 150点】	

ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出は、イムノクロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。

イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。

ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」検体検査判断料については、「7」微生物学的検査判断料を算定する。

◎ 新たに保険収載された検査項目

検査項目名	実施料
腔トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	350点
算定区分	
区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「10」 【微生物学的検査 150点】	

腔トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、腔トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び腔トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。

◎ 新たに保険収載された検査項目

検査項目名	実施料
百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360点
算定区分	
区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「12」 【微生物学的検査 150点】	

百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。